

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の名称

静岡市大浜公園条例施行規則（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和 7 年 2 月 25 日（火） から 令和 7 年 3 月 27 日（木）まで

3 提出された意見の件数

1 件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
施行規則(案)に対する意見	この地区は静岡市屋外広告物条例の特別規制地域であり施設表示においては条例にもとずき設置されていると思います が、特に収益施設等におけるイベント等で、公共に該当しない屋外広告物の設置が想定されます。関連して、公園付近での屋外広告物設置も考えられています。 特にのぼり旗は特別規制地域での設置は違反行為となりますが、施設内、施設外、での屋外広告物条例の遵守を、特に遵守事項に含めることを望みます（管理者変更時も継続する事前防止対策） 関連事項ですので、ここに意見します。公園に関係する民間の駐車場施設、付近の	規則等の内容に反映しないものとする。	屋外広告物条例で規制されているため、本規則では反映しない。 なお、本意見は都市局都市計画部景観まちづくり課に情報提供済み。

	商店などにおいて、のぼり旗の設置が予想されますが、交通の障害にならない、民地内での設置、1本でも条例の申請の対象になること、のぼり旗以外での広告物の設置方法など、又、実家の敷地外での屋外広告は案内看板の条例の適用になる等、の周知を望みます。		
--	---	--	--